

3 共通仕様

以下は施設内で工事を行う際に工事主体が遵守すべき共通仕様を抜粋・明記したものであり、本業務においても適用する。

3. 1 適用範囲

以下の工事を行うときに、この標準を適用します。受注業者はこの標準に準拠して工事を行うことを指導し確認を行ってください。

- (1) 貸室内の間仕切りの変更等、レイアウトを変更しようとする場合

建築工事(天井、壁、間仕切り変更、床)

- (2) 設備の増設、変更

付帯設備等の原状を変更しようとする場合

①電気工事

②空調工事

③衛生工事(上水、排水、給湯に係わる機器、配管)

④防火防災設備(防火防災に係わる機器、配管)

⑤ガス管工事

- (3) 機器、材料の搬入、搬出を行う場合

- (4) 原状回復工事

3. 2 一般事項

- (1) 工事を行う上の関連法規を遵守してください。

例えば、建築基準法、電気事業法、消防法、労働安全衛生法、水道法等々

- (2) 定められた場所以外には立ち入らないでください。

- (3) 火気を使用する場合は、受注業者が作業場所ごとに火気取扱責任者を定め(工事責任者と兼務は可能)、以下の防火管理をすることを徹底させてください。

①作業監視、作業後の点検等十分な防火対策を講ずること。

②屋内において可燃性の蒸気・ガスが発生する資材を使用して塗装、接着等の作業を行う場合は、換気、消火の準備ならびに作業監視、点検等を十分に行うこと。

③喫煙は、指定された場所でおこなうこと。

④作業終了時には、火気使用設備器具その他火気の始末を行い、室内外の安全を確認すること。

- (4) 工事関係者は以下事項を遵守すること。

①火災感知器は周辺で大量の塵埃、水蒸気、煙草の煙等を発生させると誤作動を起こすので、事前に京都市産業技術研究所(以下「研究所」という)に書面で連絡するとともにし、作動しないように隙間なく養生を行なってください。

②各室並びに廊下に法令の規定に基づきスプリンクラーを設置しています。スプリンクラーヘッドに物を当てて破損すると大量の水が噴出しますので十分に注意してください。

③防火扉・防火シャッターの付近には絶対に物品を置かないでください。

④工事用の電源、水等は研究所負担とします。研究所から供給できない場合は研究所担当者と協議すること。

⑤排水・排気・臭気・騒音・振動

・臭気を伴う作業をされる場合は、専用スペース外に臭気が漏れないよう予め十分な臭気対策を行ってください。

- ・研究所所外に影響を及ぼすと思われる騒音・振動を伴う作業をする場合は、事前に研究所担当者と協議(作業時間、方法)してください。

⑥搬入搬出について

共用部(ロビー、廊下、階段、エレベータ)を移動するときはそれらに損傷を与えないように養生をしてください。また他のテナント様へ迷惑にならないように静かに移動してください。搬入資材は可能な限り研究所専用スペースに搬入することとします。一時保管が必要な場合は事前に研究所担当者と協議してください。

- (5) 作業に伴う塵埃は、適切に処理を行ってください。廊下、窓を開放して作業を行わないでください。やむ得ない場合は事前に研究所担当者と協議してください。
- (6) 工事に伴い発生する廃材は、受注業者の責任で関係法令に準拠して廃棄物処理を行ってください。
- (7) 必要に応じて、研究所担当者は、工事に必要な情報を提供します。設計上、工事上の情報は、設計会社、元施工会社に問い合わせるため、回答に時間がかかることがありますので時間的余裕を持って必要な問い合わせ情報を研究所担当者にご提出ください。
- (8) 他のテナント様から工事中に臭気・騒音・振動その他で苦情があれば工事を中止し対策をお願いすることがあります。
- (9) 作業開始時および終了時は、毎日、研究所担当者に報告してください。
- (10) 災害発生時は、所定の緊急処置を取るとともに、人的、物的を問わず直ちに研究所担当者に報告してください。
- (11) 事前に機器配置図を研究所担当者に提出すること。室内機器・設備(空調機。消火設備他)の機能・点検に支障のない範囲で機器を配置してください。
- (12) 研究所担当者の指示に反して作業した結果による停電、空調停止等のトラブルの影響で研究所に損害が生じた場合は、受注業者に賠償責任が生じます。
- (13) 間仕切り・天井ボード等を撤去・解体、貫通工事を行う時は、事前に研究所担当者と協議してください。
- (14) 残置物(撤去不可・使用不可含む)の明記
すべての工事種別において、ケーブルなど残置する場合は、「黄色下地に赤字」にて内容を表示し、剥がれない処置を行ってください。
- (15) その他の遵守事項
 - ① 作業時間は原則として午前9時から午後5時とします。残業が有る場合は、事前に研究所担当者に連絡してください。
 - ② 深夜・休日作業を行うときは、事前に(休日作業は前日(日曜日は金曜まで)までに、立ち合いが必要な場合は一週間前までに)研究所担当者に連絡してください。
 - ③ 持ち込み電気機器については受注業者等で事前に点検し、適正な機器を持ち込み、使用してください。また感電事故防止のために、漏電遮断器付コードリールもしくはプラグ型漏電遮断器を介して電気を使用してください。
 - ④ クレーン等の重機使用の作業は、周辺の通行人の安全確保のため、保安柵を設置し重機の回転半径に立ち入らないように監視員をおき、作業中の安全に留意してください。
 - ⑤ 300kg/m²以上または一点に集中加重がかかる重量物の搬出入、据付にあたっては搬出入ルー

ト、方法について事前に研究所担当者の承認を得てください。

3. 3 本工事に伴い研究所が対応する事項

(1) 工事に伴う周辺のテナント様への工事内容、影響の周知は地区内の管理会社を通じて行います。

(2) 工事に必要な情報を提供します。

①耐床加重、電源容量、空調能力等々

設計上、工事上の情報は、設計会社、元施工会社に問い合わせる。

②研究所以外での作業場所の提供、指示

騒音、臭気等の発生する作業時

③工事用の電源、用水の取り出し場所

④工事用資材、ごみコンテナ・廃材の仮置き場所

⑤重機の設置場所、資材の搬入・搬出経路・仮置場所

⑥喫煙所の指示

(3) 工事に伴い必要な届出・手続きについては研究所担当者にご相談ください。

例：消防法の設置届け、停水届、工事届等、水道法の特定施設届

(4) 他の工事との工程調整を行います。

4 工事仕様

4. 1 建築工事

(1) 提出書類

工事を行う場合は以下の資料を提出し、研究所担当者の確認を受けてください。

書類名称	提出時期	
	計画時	完成時 (竣工図及び電子データ)
①仕様書、間仕切り展開図(平面図、立面図、断面図)	○	○
②施工図	○	○
③機器配置図とその荷重	○	○
④工事工程表	○	—

(2) 床設計荷重を超える場合には、床の補強工事を行う必要があるが、事前に研究所担当者と協議してください。

(3) 工事仕様

以下の仕様に準拠してください

①工事は建築基準法、消防法、電気事業法およびその他関係法令に遵守してください。

②工事は必要な場合には資格保有者が行うようにしてください。

③仕上げ材(天井、壁、床)は、国土交通省の認定を受けた不燃材としてください。

④間仕切撤去、新設により以下の設備工事の新設や移設が必要となることがあります。間仕切り展開図、施工図の作成に当たっては研究所担当者と協議してください。

・間仕切りによるスイッチやコンセント等の電気器具の取付位置の変更

- ・間仕切りによる照明器具の位置変更(照度、照度分布が変わるため)およびその工事による開口切り込みの位置、形状、数量等
- ・必要に応じて空調室内機、空調センサー、入り切りスイッチ等の位置変更等
- ・吹出し・吸込み風量のバランスの変化が著しい場合の空調機的能力変更等
- ・防災設備の移設、増設等の仕様は消防署に確認してください。必要に応じて研究所担当者が消防署に同行します。

(提出書類があれば施工者にて作成してください)

- ・非常用照明の位置、照度は建築基準法施行令第 126 条の 4、5 に適合させてください。適合しない場合は増移設をしてください。
- ・排煙設備は建築基準法施行令第 126 条の 2、3 国土交通省告知 1436 号四一ハに適合したものとしてください。(自然排煙、排煙免除)
- ・消防法上、必要な防災設備を確認又は消防署と協議してください。
 - 避難口誘導灯の位置は適正か。
 - 非常用放送設備の位置は適正か。
 - 煙感知器の位置は適正か。
 - スプリンクラーヘッドの位置、数は適正か。
- ⑤停電、空調機の停止、防災設備の停止等々が必要な場合は事前に研究所担当者と協議してください。
- ⑥扉(室外、室内)を新設した場合は、建物の鍵とマスター合わせをしてください。
- ⑦間仕切撤去跡の天井、床、壁の仕舞を行ってください。

4. 2 電気工事

(1) 提出書類

工事を行う場合は以下の資料を提出し、研究所担当者の確認を受けてください。

書類名称	提出時期	
	計画時	完成時 (竣工図及び電子データ)
①想定する負荷情報 ・ 負荷名称 ・ 電気の必要容量(kW×台数)、起動容量、定格電流 ・ 電圧、単相、3 相の別	○	○
②単線接続図、3 線接続図 ・ 建物のどの電源回路に接続するのかを明示する ・ 接続図には課金用メーターの計量位置を明示する ・ 接続図には線番号をつける	○	○
③施工図	○	○
④予想使用電力(日間) ・ 最大電力、平均電力	△	△

使用量が多い場合に提出をお願いすることがあります。		
⑤工事工程表	○	—

(2) 研究所が標準的に準備した電気設備容量を超える場合には、新たに電気回路の増設をする必要があります。

(3) 工事仕様

以下の仕様に準拠してください

① 工事は電気事業法 電気設備技術基準、内線規程に準拠すること。

② 電気工事は必要な場合には資格保有者が行うこと。

③ 分電盤、配線用遮断器、ケーブル、電線は、負荷に供給できる十分な容量を有すること。

④ 配線の送電、受電端には、以下の表示を行うこと。

- ・ 幹線番号
- ・ 分電盤名及び分岐回路名称

⑤ 分電盤には分岐番号、端子番号を表示すること。

⑥ 電気工事に停電を伴う場合は、事前に研究所担当者に連絡をすること。

- ・ 停電のために電源を OFF にする回路の配線用遮断器の電流が 0 アンペア (A) であることを確認後、配線用遮断器を OFF にすること。もし電流が流れている場合は、その回路で供給されている別の機器があることが考えられるのでその機器を停止後でなければ電源を OFF にしてはならない。

(他のテナント様に供給されていることがないことを確認するため)

- ・ OFF にした配線用遮断器には、誤投入 (ON) を防止のために、投入禁止の旨の表示、日時、会社名、担当者名 (以下、投入禁止札という) を表示のこと。

⑦ 工事完了後は、以下のことを実施すること。

- ・ 電気回路の絶縁抵抗測定を行い記録すること。
- ・ 絶縁抵抗値は電気設備技術基準 58 条に準ずること
300V 以下の対地電圧 150V 以下 : 0.1 MΩ 以上
300V 以下の対地電圧 150V 超過 : 0.2 MΩ 以上
- ・ 電気回路の端子部は増し締めしアイマークをつけること。
- ・ 停電復旧時には
 - 投入禁止札を取り外す
 - 投入前に電気の送り先で作業をしていないこと、機器のスイッチが切りであることを確認する。(感電、送電による不意の機器の運転等の事故防止)
 - コンセントでの電圧確認を行い、分電盤の分岐回名とコンセント回路名が一致していることを確認する。
 - 3 相回路の場合は相回転チェックを行い正回転であることを確認する。

⑧ 電気使用器具は適切な接地を施すこと (接地アースのあるもの)。

⑨ コンセントの増設、移設時にはコンセント自身に分電盤の分岐回路番号をテプラ等で明示すること。

⑩ 防火区画の壁貫通部分は建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 に準拠した工事を行うこと。

⑪ 新たに電気回路を増設する場合は課金用電力メーターの下流に接続すること。

- ⑫(既存設備)＋(増設分工事範囲)の電気使用量が課金用電力メーターの定格を超えないこと。
(超える場合は研究所担当者と協議のこと)
- ⑬都市管理システムとの信号接続を確認のこと。
- ⑭蒸気配管、温水配管に近接する場合は、これらの配管の外周より電線の外周を 20cm 以上離す。

4. 3 空調工事

(1) 提出書類

工事を行う場合は以下の資料を提出し、研究所担当者の確認を受けてください。

書類名称	提出時期	
	計画時	完成時 (竣工図及び電子データ)
①想定する負荷の機器仕様書 ・ 負荷名称(サーバー、電気炉など) ・ 電気容量(kW×台数) ・ 発熱量(分かれば提出)	○	○
②空調系統図、平面図 ・ 建物のどの空調系統に接続するのかを明示する ・ 全外気空調かリターン＋外気混合方式かを明示する ・ 系統図には課金用メーターの計量位置を明示する ・ 図面にはテナント様と貸主との財産分界点を明示する ・ 電気接続図には線番号をつける	○	○
③予想使用熱量(日間)表、空調計算書 使用量が多い場合に提出をお願いすることがあります。	△	△
④工事工程表	○	—

(2) 研究所が標準的に準備した空調設備容量を超える場合には、新たに空調系統の増設をする必要があります。

(3) 工事仕様

以下の仕様に準拠してください。

① 電気空調とする場合は、「4. 2 電気設備工事」に準拠して工事を行ってください。

②設計時に以下のことに留意してください。

実験等により発生する排気を専用スペース外に放散する場合は、国または地方公共団体の定める環境基準値以下になるように処理すること。

③空調工事は必要な場合には資格保有者が行うこと。

④配管、ダクトは負荷に供給できる十分な容量を有すること。また、必要な配管、ダクトには保温保冷を行うこと。

⑤結露水の排水のために適切な勾配のある配管を設けること。

⑥配管の取り出し部分には、以下の表示を行う。

- ・用途
- ・空調名称

⑦電源の分電盤には分岐番号、端子番号を表示すること。

⑧空調工事に他の系統の停止を伴う場合は、事前に研究所担当者に連絡をすること。

⑨空調ダクトの切断変更工事を行うときはダクトが使用中でないことを十分に確認(音、振動等)のこと。

⑩空調の風量バランス(サプライ、リターン)を取ること。

⑪新たに空調系統を増設する場合は課金用メーターの下流に接続すること。

⑫(既存設備)+(増設分工事範囲)の熱使用量の定格を超えないこと。(超える場合は研究所担当者と協議のこと)。

⑬都市管理システムとの信号接続を確認のこと。

⑭蒸気配管、温水配管と電気配線が近接する場合は、これらの配管の外周と電線と 20cm 以上の離隔をとること。取れない場合はその熱により電気配線に影響を与えないための断熱をすること。

⑮排気ファン等の回転機器の機側には機器の主回路用配線用遮断器を設けること。

4. 4 衛生設備

(上水、排水、給湯に係わる機器、配管、防火防災設備(防火防災に係わる機器、配管))

(1) 提出書類

工事を行う場合は以下の資料を提出し、研究所担当者の確認を受けてください。

書類名称	提出時期	
	計画時	完成時 (竣工図及び電子データ)
①衛生設備、防火防災設備工事仕様書	○	○
②給水、消火・スプリンクラー給水、排水系統図	○	○
③施工図	○	○
④給水・排水口の位置	○	○
⑤排水の水質	○	○
⑥予想使用水量	○	○
⑦工事工程表	○	—
⑧特定施設の届出書類写し(該当する場合)	—	○

(2) 工事仕様

以下の仕様に準拠してください。

- ①下水道法に定める特定施設を設置する場合は、京都市上下水道局へ設置届を設置の 60 日前までに提出してください。
- ②実験排水を排出する場合は、京都市が定める水質基準以下になるように処理し、研究所外へ放流してください。
- ③設置届けの提出時は研究所担当者と協議してください。
- ④事前の排水系統の現場確認を行ってください。
- ⑤排水の集合配管が確実に末端まで接続されていること。
- ⑥予備排水配管はプラグ止め等の処置を行うこと。
- ⑦必要な場合には資格保有者が行うこと。
- ⑧配管は必要な給水、排水に十分な容量を有すること。
- ⑨配管の取り出し部分には、以下の表示を行う。
 - ・本工事（ 研究所名、部屋番号）
 - ・用途
- ⑩新たに給水・給湯系統を増設する場合は課金用メーターの下流に接続する事。